

# 山梨県公報

号外第六十五号

平成十四年

十二月二十七日

金 曜 日

## 目 次

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	一
教育委員会	四
人事委員会	四
山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	四
山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	八
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	一
最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則	三
初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	四
特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	六
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	六
平成十五年三月に支給する期末手当の特例に関する規則	六
特例一時金に関する規則を廃止する規則	九

## 規 則

### 山梨県規則第五十九号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年十二月二十七日

山梨県知事 天 野 建

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

## 別表第一（第三条関係）

## 技 能 労 務 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	—	184,600	202,500	228,800	257,400
	2	121,200	190,500	208,700	235,800	264,800
	3	124,900	196,500	215,100	242,700	272,200
	4	128,700	202,400	222,000	249,900	280,300
	5	132,500	208,600	228,700	256,700	288,400
	6	136,700	215,000	235,500	263,600	296,800
	7	141,400	221,800	241,700	270,300	305,300
	8	146,200	227,900	247,600	276,500	313,500
	9	152,200	234,100	253,400	282,300	321,500
	10	158,300	239,900	259,200	287,800	329,100
	11	165,800	245,500	264,600	293,300	336,700
	12	172,600	251,100	269,800	298,700	343,800
	13	178,600	256,300	274,800	304,000	350,900
	14	184,600	261,400	279,800	309,000	357,100
	15	189,900	266,300	284,500	313,700	363,200
	16	195,000	270,800	289,300	318,300	369,200
	17	200,200	275,600	293,300	322,600	379,000
	18	205,700	280,200	296,900	326,900	386,600
	19	211,100	284,600	300,100	331,000	392,200
	20	216,300	288,200	303,000	334,700	397,200
再任 職員 以外 の職 員	21	221,800	290,800	305,900	338,100	400,700
	22	226,900	293,100	308,500	341,300	404,200
	23	231,700	295,500	311,200	343,700	407,600
	24	236,600	297,500	313,700	346,200	411,100
	25	241,400	299,500	316,100	348,500	414,500
	26	245,500	301,400	318,200	350,900	417,900
	27	249,600	303,200	320,300	353,200	421,400
	28	253,400	305,100	322,300		
	29	256,600	307,000	324,500		
	30	259,000	308,900	326,700		
	31	261,100	310,800	328,800		
	32	263,100				
	33	264,500				
	34	266,000				
	35	267,600				
	36	269,300				
	37	270,900				
	38	272,600				
	39	274,200				
	40	275,800				
	41	277,400				
	42	279,100				
	43	280,700				
再任 職員		203,500	213,700	231,000	256,600	292,500

別表第四を次のように改める。

別表第四（第六条関係）

給料の調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円（2号給にあつては5,454円、3号給にあつては5,620円、4号給にあつては5,791円、5号給にあつては5,962円、6号給にあつては6,151円、7号給にあつては6,363円、8号給にあつては6,579円、9号給にあつては6,849円）
2 級	8,100円
3 級	8,700円
4 級	9,300円
5 級	10,600円

別表第五中「19加診」を「20加診」に改める。

**附則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。
- (給料の切替え等)
- 2 この規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の適用を受ける職員の例による。

**教育委員会**

**山梨県教育委員会規則第十六号**

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年十二月二十七日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第十一条中「及び」を削り、「事項は」の下に「、この規則に定めるもののほか」を加え、「を準用する」を「の適用を受ける職員の例による」に改める。

別表を削る。

**附則**

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

**人事委員会**

**山梨県人事委員会規則第二十八号**

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年十二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

**第一条** 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第八の二医療職給料表(一)の項二級の欄中「十二号給」を「十三号給」に改め、同表医療職給料表(二)の項中「十一号給」を「十二号給」に改める。

別表第十一を次のように改める。

別添第十 調 整 基 本 額 表 (第三十条関係)

イ 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,200円
2 級	6,600円
3 級	8,600円。ただし、1号給8,352円
4 級	9,900円
5 級	10,300円
6 級	11,000円
7 級	11,400円
8 級	12,000円
9 級	13,000円
10 級	13,700円
11 級	15,600円

ロ 医療職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,200円。ただし、2号給10,692円、3号給11,151円
2 級	14,000円。ただし、1号給13,459円
3 級	15,600円
4 級	16,800円

ハ 医療職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200円
2 級	8,100円。ただし、2号給7,983円
3 級	9,700円。ただし、1号給9,319円、2号給9,648円
4 級	10,300円
5 級	11,300円
6 級	12,100円
7 級	13,200円

ニ 医療職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給6,876円、3号給7,128円、4号給7,389円、5号給7,668円、6号給8,041円
2 級	10,000円。ただし、2号給8,091円、3号給8,469円、4号給8,887円、5号給9,157円、6号給9,427円、7号給9,706円
3 級	10,400円。ただし、1号給10,021円、2号給10,341円
4 級	10,800円
5 級	11,100円
6 級	12,500円
7 級	13,500円

ホ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円。ただし、2号給6,084円、3号給6,282円、4号給6,511円、5号給6,795円、6号給7,137円、7号給7,519円、8号給7,924円
2 級	9,800円。ただし、2号給8,302円、3号給8,748円、4号給9,166円、5号給9,585円
3 級	11,700円。ただし、1号給11,605円
4 級	12,600円
5 級	15,800円。ただし、1号給15,498円

ヘ 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,900円。ただし、1号給6,655円、2号給6,867円、3号給7,119円、4号給7,375円、5号給7,650円
2 級	9,900円。ただし、1号給8,604円、2号給8,937円、3号給9,270円、4号給9,612円
3 級	10,300円
4 級	11,400円
5 級	12,000円
6 級	13,000円

(山梨県職員)の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正  
**第二条** 山梨県職員)の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成七年山梨県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。  
 附則第三項及び第四項を次のように改める。

3 平成十五年一月一日(以下「新基準日」という。)の前日において給料の調整を行う職を占める職員のうち、同日に受ける給料月額(新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあつては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。)及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日におけるこの規則による改正後の山梨県職員)の給与に関する規則(以下この項及び附則第五項において「改正後の規則」という。)第三十条第二項の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給(同日に受ける号給が附則別表第一の号給欄に掲げる号給である場合にあつては、同日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給)の平成八年一月一日において適用される給料月額(新基準日の前日に受ける職務の級の号給が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給又は同日における当該職務の級の最高の号給の号数を超えない号数の号給で同年四月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数のものである職員及び新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員並びに新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあつては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日」の対応給料月額」という。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の山梨県職員)の給与に関する規則(附則第五項において「改正前の規則」という。)第三十条第二項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料月額」という。)に達しない職員)の給料の調整額は、改正後の規則第三十条第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職又は当該職と改正後の規則別表第十の調整数欄に掲げる調整数(次項から附則第六項までにおいて「調整数」という。)が同一である職を占める間、同条第二項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料月額と改正後の仮定給料月額の差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

4 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなつた職員(新基準日

以後に新たに職員となつた者を除く。)の給料の調整額については、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を準用する。

附則第五項中「前二項」を「附則第三項から前項まで」に改め、同項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。

5 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなつた職員(新基準日以後に新たに職員となつた者に限る。)のうち、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなした場合に、新たに職員となつた日(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める日。以下この項において同じ。)に受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額(新たに職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となつた日後に人事委員会の定める異動をした職員にあつては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。)及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第三十条第二項の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となつた日に受ける職務の級及び号給(新たに職員となつた日に受ける号給が附則別表第一の号給欄に掲げる号給である場合にあつては、新たに職員となつた日に受ける号給に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給)の平成八年一月一日において適用される給料月額(新たに職員となつた日に受ける職務の級の号給が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給又は同日における当該職務の級の最高の号給の号数を超えない号数の号給で同年四月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数のものである職員及び新たに職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員並びに新たに職員となつた日後に人事委員会の定める異動をした職員にあつては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第三十条第二項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第三十条第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職又は当該職と調整数が同一である職を占める間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料月額と改正後の仮定給料月額との差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄

に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

6 新基準日の前日において給料の調整を行う職を占める職員で新基準日以後に調整数が異なる職に異動したものの又は新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなつた職員で当該職を占めることとなつた日後に調整数が異なる職に異動したものの給料の調整額については、これらの異動後の職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第三項(新基準日以後に新たに職員となつた者にあつては、前項)の規定を準用する。  
附則別表を附則別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

**附則別表第二**

平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

**第三条** 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十三年山梨県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第七項中「山梨県職員の給与に関する規則を改正する規則」を「山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則」に改める。  
附則第八項を次のように改める。

(福祉職給料表の適用を受ける職員に対する平成七年改正規則附則第三項及び第五項の規定の適用)

8 福祉職給料表の適用を受ける職員に対する山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成七年山梨県人事委員会規則第十九号)附則第三項及び第五項の規定の適用については、同規則附則第三項中「同日に受ける号給が附則別表第一の号給欄に掲げる号給である場合にあつては、同日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給」とあるのは、「に対応する山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十三年山梨県人事委員会規則第三号)附則別表に定める行政職給料表の職務の級及び号給」と、「の号給が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給又は同日における当該職務の級の最高の号給の号数を超えない号数の号給で同年四月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数のもの」とあるのは、「及び号給が福祉職給料表の一級二十四号給から三十九号給

までの号給」と、「得られる額」とあるのは「得られる額（新基準日の前日に受ける職務の級及び号給が福祉職給料表の一級二十四号給から三十九号給までの号給である職員及び同日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員並びに新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める額）」と、同規則附則第五項中「（新たに職員となった日に受ける号給が附則別表第一の号給欄に掲げる号給である場合にあつては、新たに職員となった日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給）」とあるのは「に対応する山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十三年山梨県人事委員会規則第三号）附則別表に定める行政職給料表の職務の級及び号給」と、「の号給が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給又は同日における当該職務の級の最高の号給の号数を超えない号数の号給で同年四月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数のもの」とあるのは「及び号給が福祉職給料表の一級二十四号給から三十九号給までの号給」と、「得られる額」とあるのは「得られる額（新たに職員となった日に受ける職務の級及び号給が福祉職給料表の一級二十四号給から三十九号給までの号給である職員及び新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員並びに新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める額）」とある。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

(施行日における昇格又は降格の特例)

2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の山梨県職員の給与に関する規則第二十五条の二又は第二十五条の三を適用する。

山梨県人事委員会規則第二十九号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年十二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本

宏

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正)  
**第一条** 山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。  
 別表第二教育職給料表(二)級別資格基準表の備考第三項中「附則第十項の規定により高等学校教諭の」を「附則第八項の規定により高等学校教諭の」に改める。  
 別表第四の二教育職給料表(二)の項中「二十二号給」を「二十三号給」に改め、同表教育職給料表(三)の項中「二十四号給」を「二十五号給」に改め、同表教育職給料表(四)の項中「十二号給」を「十一号給」に改める。  
 別表第七を次のように改める。

## 別表第七 報酬率表(第二十七系国等)

## イ 教育職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,500円。ただし、2号給7,272円、3号給7,627円、4号給8,086円、5号給8,572円、6号給8,923円、7号給9,261円
2 級	11,200円。ただし、2号給9,171円、3号給9,576円、4号給9,985円、5号給10,426円、6号給10,858円
3 級	12,800円。ただし、1号給11,493円、2号給12,082円、3号給12,663円
4 級	13,700円。ただし、1号給12,991円、2号給13,671円
5 級	16,400円

## ロ 教育職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円。ただし、2号給6,664円、3号給6,948円、4号給7,272円、5号給7,627円、6号給8,037円、7号給8,487円、8号給8,793円、9号給9,103円
2 級	11,800円。ただし、2号給8,640円、3号給8,959円、4号給9,283円、5号給9,630円、6号給9,994円、7号給10,498円、8号給11,029円、9号給11,565円
3 級	12,900円(条例別表第二の備考(二)に定める職員にあつては、13,100円)
4 級	14,200円

## ハ 教育職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,500円。ただし、2号給6,664円、3号給6,948円、4号給7,272円、5号給7,627円、6号給8,037円、7号給8,487円
2 級	11,700円。ただし、2号給7,366円、3号給7,740円、4号給8,149円、5号給8,640円、6号給8,959円、7号給9,283円、8号給9,630円、9号給9,994円、10号給10,498円、11号給11,029円、12号給11,565円
3 級	12,400円(条例別表第三の備考(二)に定める職員にあつては、12,600円) ただし、1号給12,285円(同表の備考(二)に定める職員にあつては、12,600円)
4 級	13,900円



下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

6 新基準日の前日において給料の調整を行う職を占める職員で新基準日以後に調整数が異なる職に異動したものは新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員で当該職を占めることとなった日後に調整数が異なる職に異動したものの給料の調整額については、これらの異動後の職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第三項（新基準日以後に新たに職員となった者にあつては、前項）の規定を準用する。  
附則別表を附則別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

**附則別表第一**

平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

**附則**

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。
- 2 この規則（別表第二の改正規定に限る。）による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則の規定は、平成十四年七月一日から適用する。  
（施行日における昇格又は降格の特例）
- 3 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則第二十二條の二又は第二十二條の三を適用する。

**山梨県人事委員会規則第三十号**

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年十二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

（山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正）

**第一条** 山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第六の二中「十三号給」を「十四号給」に改める。  
別表第十を次のように改める。

別添第十 調整基本額表（表十四条の四関係）

公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,200円。ただし、2号給7,087円、3号給7,384円、4号給7,704円、5号給8,023円
2 級	9,100円。ただし、2号給7,780円、3号給8,109円、4号給8,518円、5号給8,964円
3 級	9,900円。ただし、2号給8,973円、3号給9,351円、4号給9,724円
4 級	10,700円。ただし、1号給10,485円
5 級	11,400円
6 級	12,100円
7 級	12,400円
8 級	12,900円
9 級	13,400円
10 級	14,100円

（山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

**第二条** 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成七年山梨県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項を次のように改める。

3 平成十五年一月一日（以下「新基準日」という。）の前日において給料の調整を行う職を占める職員のうち、同日に受ける給料月額（新基準日以後に人事委員会の手定めの異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。）及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日におけるこの規則による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則（以下この項及び附則第五項において「改正後の規則」という。）第二十四条の四第二項の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給の平成八年一月一日において適用される給料月額（新基準日の前日に受ける職務の級の号給が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給又は同日における当該職務の級の最高の号給の号数を超えない号数の号給で同年四月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数のものである職員及び新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員並びに新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の二分の一を減じた額（以下この項において「改正後の仮定給料月額」という。）が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の山梨県警察職員の給与に関する規則（附則第五項において「改正前の規則」という。）第二十四条の四第二項の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料月額」という。）に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第二十四条の四第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職又は当該職と改正後の規則別表第九の調整数欄に掲げる調整数（次項から附則第六項までにおいて「調整数」という。）が同一である職を占める間、同条第二項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

4 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員（新基準日以後に新たに職員となった者を除く。）の給料の調整額については、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を

準用する。

附則第五項中「前二項」を「附則第三項から前項まで」に改め、同項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。

5 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員（新基準日以後に新たに職員となった者に限る。）のうち、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなした場合に、新たに職員となった日（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める日。以下この項において同じ。）に受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額（新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。）及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第二十四条の四第二項の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となった日に受ける職務の級及び号給の平成八年一月一日において適用される給料月額（新たに職員となった日に受ける職務の級の号給が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給又は同日における当該職務の級の最高の号給の号数を超えない号数の号給で同年四月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数のものである職員及び新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員並びに新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の二分の一を減じた額（以下この項において「改正後の仮定給料月額」という。）が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第二十四条の四第二項の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料月額」という。）に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第二十四条の四第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職又は当該職と調整数が同一である職を占める間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

6 新基準日の前日において給料の調整を行う職を占める職員で新基準日以後に調整数が異なる職に異動したものは新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員で当該職を占めることとなった日後に調整数が異なる職に異動

したものの給料の調整額については、これらの異動後の職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第三項（新基準日以後に新たに職員となった者）にあっては、前項（）の規定を準用する。

### 附則別表

平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

### 附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

（施行日における昇格又は降格の特例）

2 この規則の施行の日には昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則第二十一条の二又は第二十一条の三を適用する。

### 山梨県人事委員会規則第三十一条

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則を次のように定める。

平成十四年十二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則  
（給料月額の切替え）

第一条 山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年山梨県条例第四十九号）附則第二項、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年山梨県条例第五十号）附則第二項及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年山梨県条例第五十一号）附則第一項に規定する施行日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額（山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）別表第二の備考（二）又は別表第三の備考（二）の

規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級の最高の手給とその1号給下位の号給との差額 × 施行日の前日におけるその者の属する職務の級の最高の手給とその1号給下位の号給との差額  
その者の施行日の前日における給料月額 - 施行日の前日におけるその者の属する職務の級の最高の手給の額  
(以下「旧給料月額」という。)

施行日の前日におけるその者の属する職務の級の最高の手給とその1号給下位の号給との差額  
+ 施行日におけるその者の属する職務の級の最高の手給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級の最高の手給とその1号給下位の号給との差額

(期間の通算)

**第二条** 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)第八条の五第二項ただし書又は山梨県職員給与条例の一部を改正する条例(平成十三年山梨県条例第四十七号)附則第三項から第五項まで、山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)第八条第二項ただし書又は山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十三年山梨県条例第四十八号)附則第三項から第五項まで若しくは山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)第八条の四第二項ただし書又は山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十三年山梨県条例第四十九号)附則第三項から第五項までの規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

(規則の廃止)

2 最高号給を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成十三年山梨県人事委員会規則第六号)は、廃止する。

山梨県人事委員会規則第三十二号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年十二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏  
初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則  
初任給調整手当に関する規則(昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員		2 項 職 員
	1 種	2 種	
1 年 未 満	272,300 <sup>円</sup>	219,100 <sup>円</sup>	50,800 <sup>円</sup>
1 年 以 上 2 年 未 満	272,300	219,100	50,800
2 年 以 上 3 年 未 満	272,300	219,100	50,800
3 年 以 上 4 年 未 満	272,300	219,100	50,800
4 年 以 上 5 年 未 満	272,300	219,100	50,800
5 年 以 上 6 年 未 満	272,300	219,100	50,800
6 年 以 上 7 年 未 満	272,300	219,100	49,000
7 年 以 上 8 年 未 満	272,300	219,100	47,200
8 年 以 上 9 年 未 満	272,300	219,100	45,400
9 年 以 上 10 年 未 満	272,300	219,100	43,600
10 年 以 上 11 年 未 満	272,300	219,100	41,800
11 年 以 上 12 年 未 満	272,300	219,100	40,000
12 年 以 上 13 年 未 満	272,300	219,100	38,200
13 年 以 上 14 年 未 満	272,300	219,100	36,400
14 年 以 上 15 年 未 満	272,300	219,100	35,000
15 年 以 上 16 年 未 満	272,300	219,100	33,600
16 年 以 上 17 年 未 満	268,300	215,800	32,200
17 年 以 上 18 年 未 満	264,300	212,500	30,800
18 年 以 上 19 年 未 満	260,300	209,200	29,400
19 年 以 上 20 年 未 満	256,300	205,900	28,000
20 年 以 上 21 年 未 満	252,300	202,600	26,600
21 年 以 上 22 年 未 満	242,100	195,200	26,000
22 年 以 上 23 年 未 満	231,800	187,500	25,300
23 年 以 上 24 年 未 満	221,800	180,300	24,400
24 年 以 上 25 年 未 満	211,500	172,600	23,600
25 年 以 上 26 年 未 満	201,300	165,200	23,000
26 年 以 上 27 年 未 満	187,400	153,900	22,300
27 年 以 上 28 年 未 満	173,700	143,100	21,700
28 年 以 上 29 年 未 満	160,000	132,000	21,000
29 年 以 上 30 年 未 満	146,100	120,800	20,600
30 年 以 上 31 年 未 満	130,900	108,900	20,200
31 年 以 上 32 年 未 満	115,600	96,900	19,400
32 年 以 上 33 年 未 満	100,600	85,200	18,600
33 年 以 上 34 年 未 満	75,600	65,600	17,700
34 年 以 上 35 年 未 満	52,500	47,500	16,900

備 考

- この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第3条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において、「1項職員」とは第1条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において、「1種」とは第1条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員をいう。

**附則**  
この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第三十三号**

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十四年十二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の下に、「同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年山梨県条例第四十九号）第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例（平成十四年山梨県条例第五十号）第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年山梨県条例第五十一号）第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例（次条第二項において「平成十四年改正後の職員給与条例等」という。）の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額」を加える。

第四条第二項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の下に、「当該異動又は公署等の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該異動又は公署等の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成十四年改正後の職員給与条例等の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額」を加える。

**附則**  
この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第二十四号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十四年十二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に改める。

第十二条第一項後段を削る。

第十三条第一号中「六月に支給する場合には百分の百二十」を「百分の百四十」に改め、「以下この号及び」を削り、「百分の百六十」、十二月に支給する場合には百分の百十（特定幹部職員にあつては、百分の百五十）を「百分の百八十」に改め、同条第二号中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

別表第三中「三月一日 三月十五日」を削る。

**附則**  
（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。  
（平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 平成十五年六月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第六条第一項の規定の適用については、同項中「六箇月」とあるのは「三箇月」とする。

**山梨県人事委員会規則第三十五号**

平成十五年三月に支給する期末手当の特例に関する規則を次のように定める。  
平成十四年十二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

平成十五年三月に支給する期末手当の特例に関する規則

（改正職員給与条例附則第五項第一号、改正学校職員給与条例附則第五項第一号及び改正警察職員給与条例附則第五項第一号の継続在職期間に含まれる期間）

第一条 山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年山梨県条例第四十九号）以下「改正職員給与条例」という。（附則第五項第一号、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年山梨県条例第五十号）以下「改正学校職員給与条例」という。）（附則第五項第一号及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年山梨県条例第五十一号）以下「改正警察職員給与条例」という。）（附則第五項第一号）の人事委員会規則で定める期間は、平成十四年四月一日から基準日（改正職員給与条例附則第五項第一号、改正学校給与条例附則第五項第一号及び改正警察職員

給与条例附則第五項第一号に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日までの間に  
おいて、職員が人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当  
該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在  
職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間  
とする。

一 県の特別職の職員

二 国家公務員

三 他の地方公共団体の公務員

(改正職員給与条例附則第五項第二号、改正学校職員給与条例附則第五項第二号及び改  
正警察職員給与条例附則第五項第二号の給料等の額の算定)

**第二号** 改正職員給与条例附則第五項第二号、改正学校職員給与条例附則第五項第二号  
及び改正警察職員給与条例附則第五項第二号の人事委員会規則で定める給料月額  
は、最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則(平成十四年山  
梨県人事委員会規則第三十一号)第一条の規定を準用して得られる給料月額とする。  
この場合において、同規則第一条中「山梨県職員給与条例の一部を改正する条例(平

成十四年山梨県条例第四十九号)附則第二項、山梨県学校職員給与条例の一部を改正  
する条例(平成十四年山梨県条例第五十号)附則第二項及び山梨県警察職員給与条例  
の一部を改正する条例(平成十四年山梨県条例第五十一号)附則第二項に規定する施  
行日(以下「施行日」という。)の前日において」とあるのは「山梨県職員給与条例  
の一部を改正する条例(平成十四年山梨県条例第四十九号)以下この条において「改  
正職員給与条例」という。)(附則第五項第一号、山梨県学校職員給与条例の一部を改  
正する条例(平成十四年山梨県条例第五十号)以下この条において「改正学校職員給  
与条例」という。)(附則第五項第一号及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する  
条例(平成十四年山梨県条例第五十一号)以下この条において「改正警察職員給与条  
例」という。)(附則第五項第一号に規定する継続在職期間(以下「継続在職期間」と  
いう。)(のうち」と、職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)  
とあるのは「期間(以下この条において「特定期間」という。)(がある職員の特定期  
間における改正職員給与条例附則第五項第二号、改正学校職員給与条例附則第五項第  
二号及び改正警察職員給与条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎  
となる給料月額(以下「基礎給料月額」という。)(と、同条の式中「施行日」とあ  
るの、改正職員給与条例第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例、改正学  
校職員給与条例第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例及び改正警察職  
員給与条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例の規定による特定期  
間」と、「施行日の前日」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとする。

2 継続在職期間(改正職員給与条例附則第五項第一号、改正学校職員給与条例附則第  
五項第一号及び改正警察職員給与条例附則第五項第一号に規定する継続在職期間をい  
う。次項において同じ。)(において改正職員給与条例第一条の規定による改正前の山  
梨県職員給与条例(次条において「改正前の職員給与条例」という。)(改正学校職員  
給与条例第一条の規定による改正前の山梨県学校職員給与条例(次条において「改正  
前の学校職員給与条例」という。)(及び改正警察職員給与条例第一条の規定による改  
正前の山梨県警察職員給与条例(次条において「改正前の警察職員給与条例」という。)  
の適用を受けていた期間(改正職員給与条例附則第二項、改正学校職員給与条例附則  
第二項及び改正警察職員給与条例附則第二項に掲げる給料月額を受けていた期間を除  
く。)(がある職員の当該期間における改正職員給与条例附則第五項第二号、改正学校  
職員給与条例附則第五項第二号及び改正警察職員給与条例附則第五項第二号に規定す  
る給料等の額の算定の基礎となる給料月額は、当該期間において職員が属していた職  
務の級及びその者が受けていた号給の改正職員給与条例第一条の規定による改正後の  
山梨県職員給与条例、改正学校職員給与条例第一条の規定による改正後の山梨県学校  
職員給与条例及び改正警察職員給与条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員  
給与条例の規定による給料月額とする。

3 継続在職期間において山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成  
十四年山梨県人事委員会規則第二十八号)以下この項において「平成十四年の改正職  
員給与規則」という。)(第二条の規定による改正前の山梨県職員の給与に関する規則  
の一部を改正する規則(平成七年山梨県人事委員会規則第十九号)以下この項におい  
て「平成七年の改正職員給与規則」という。)(附則第三項若しくは第四項、山梨県学  
校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十四年山梨県人事委員会規則  
第二十九号)以下この項において「平成十四年の改正学校職員給与規則」という。)(  
第二条の規定による改正前の山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規  
則(平成七年山梨県人事委員会規則第二十号)以下この項において「平成七年の改正  
学校職員給与規則」という。)(附則第三項若しくは第四項又は山梨県警察職員の給与  
に関する規則の一部を改正する規則(平成十四年山梨県人事委員会規則第三十号)以  
下この項において「平成十四年の改正警察職員給与規則」という。)(第二条の規定に  
よる改正前の山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成七年山  
梨県人事委員会規則第二十一号)以下この項において「平成七年の改正警察職員給与  
規則」という。)(附則第三項若しくは第四項の規定の適用を受けていた期間がある職  
員の当該期間における改正職員給与条例附則第五項第二号、改正学校職員給与条例附  
則第五項第二号及び改正警察職員給与条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の  
算定の基礎となる給料の調整額は、平成七年の改正職員給与規則附則第三項若しくは

第四項、平成七年の改正学校職員給与規則附則第三項若しくは第四項又は平成七年の改正警察職員給与規則附則第三項若しくは第四項の規定により算出した額から、平成十四年の改正職員給与規則第一条の規定による改正前の山梨県職員の給与に関する規則第三十条第二項、平成十四年の改正学校職員給与規則第一条の規定による改正前の山梨県学校職員の給与に関する規則第二十七条第二項及び平成十四年の改正警察職員給与規則第一条の規定による改正前の山梨県警察職員の給与に関する規則第二十四条の四第二項の規定により算出した額を減じた額に、平成十四年の改正職員給与規則第一条の規定による改正後の山梨県職員の給与に関する規則第三十条第二項、平成十四年の改正学校職員給与規則第一条の規定による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則第二十七条第二項及び平成十四年の改正警察職員給与規則第一条の規定による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則第二十四条の四第二項の規定により算出した額を加えた額とする。

(改正職員給与と条例附則第六項、改正学校職員給与と条例附則第六項及び改正警察職員給与と条例附則第六項の企業職員等の特例)

**第三条** 改正職員給与と条例附則第六項、改正学校職員給与と条例附則第六項及び改正警察職員給与と条例附則第六項の人事委員会規則で定める職員は、平成十四年四月一日から平成十五年三月一日(改正職員給与と条例第一条の規定による改正後の山梨県職員給与と条例第三十一条後段若しくは第三十四条第六項、改正学校職員給与と条例第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与と条例第二十一条第六項若しくは第二十二条第一項後段又は改正警察職員給与と条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与と条例第二十九条後段若しくは第三十二条第六項の規定を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)までの間において、次の各号に定める者から人事交流等により引き続き職員となり、又は職務に復帰した者とする。

一 職員が人事交流等により引き続き第一条第一号から第三号までに掲げる者(この条において「特別職等」という。)となり、引き続き特別職等として基準日以後まで勤務した者

二 企業職員等(山梨県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十三号)の適用を受ける職員及び単純な業務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十六年山梨県条例第七号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)

三 職員が人事交流等により引き続き企業職員等となり、引き続き企業職員等として勤務した者

四 公益法人等退職派遣者(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者をいう。)

五 公益法人等派遣職員(公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第一条第一項の規定により派遣された職員をいう。)

2 改正職員給与と条例附則第六項、改正学校職員給与と条例附則第六項及び改正警察職員給与と条例附則第六項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に定める額とする。

一 平成十四年四月一日から基準日の前日までの間における次のイからニまでに掲げる者であつた期間に応じ、当該イからニまでに掲げる額の合計額

イ 改正前の職員給与と条例、改正前の学校職員給与と条例又は改正前の警察職員給与と条例の適用を受ける職員(二に掲げる職員を除く。次号において同じ。)

改正職員給与と条例附則第五項第一号、改正学校職員給与と条例附則第五項第一号及び改正警察職員給与と条例附則第五項第一号(以下この号において「改正職員給与と条例等附則第五項第一号」という。))の規定による給料、扶養手当及び初任給調整手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(以下「給料等」という。)の額

ロ 企業職員等 当該企業職員等に適用される給与に関する条例の改正職員給与と条例等附則第五項第一号の規定に相当する規定の例による給料等の額

ハ 公益法人等退職派遣者 職員として在職していたものとして改正職員給与と条例等附則第五項第一号の規定の例による給料等の額

ニ 公益法人等派遣職員 当該派遣がなかつたものとして改正職員給与と条例等附則第五項第一号の規定の例による給料等の額

二 平成十四年四月一日から基準日の前日までの間における次のイからニまでに掲げる者であつた期間に応じ、当該イからニまでに掲げる額の合計額

イ 改正前の職員給与と条例、改正前の学校職員給与と条例又は改正前の警察職員給与と条例の適用を受ける職員 改正職員給与と条例附則第五項第二号、改正学校職員給与と条例附則第五項第二号及び改正警察職員給与と条例附則第五項第二号(以下この号において「改正職員給与と条例等附則第五項第二号」という。))の規定による給料等の額

ロ 企業職員等 当該企業職員等に適用される給与に関する条例の改正職員給与と条例等附則第五項第二号の規定に相当する規定の例による給料等の額

ハ 公益法人等退職派遣者 職員として在職していたものとして改正職員給与と条例等附則第五項第二号の規定の例による給料等の額

ニ 公益法人等派遣職員 当該派遣がなかつたものとして改正職員給与と条例等附則第五項第二号の規定の例による給料等の額

3 前項各号のハ及びニの額については、あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

(雑則)

**第四条** この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

**附則**

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第三十六号**

特例一時金に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成十四年十二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長

坂

本

宏

特例一時金に関する規則を廃止する規則

特例一時金に関する規則(平成十四年山梨県人事委員会規則第一号)は、廃止する。

**附則**

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番